

核兵器禁止条約に署名・批准を国に求める意見書提出についての陳情

〔陳情趣旨〕

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122ヶ国の賛成で採択され、2020年10月24日、発効に必要な50ヶ国の批准を達成し、2021年1月22日から条約が発効されています。その後も署名・批准国は増え続け現在94ヶ国です。唯一の戦争被爆国である日本の姿勢が問われています。

私たち年金者組合には、戦争を知る世代の人々が多く所属しています。私たち高齢者は悲惨な戦争を体験してきた者として、戦争が起こり、核兵器が使われる恐怖を次代に残したくありません。

しかし、被爆80年の今日、世界は核戦争の瀬戸際にあります。引き続く戦争や紛争により、多くの人々が死に、家を破壊され、苦しい生活を強いられています。そんな中、核保有国が核兵器使用の威嚇を行っています。核兵器が使用されれば80年前の惨劇が繰り返され、人間や環境、気候に長期にわたる被害をもたらします。核兵器廃絶は緊急の課題です。

世界が核兵器廃絶への大きな一歩を踏み出す中、日本政府は「保有国と非保有国を分断するもの」などと、核兵器禁止条約に反対し続けています。

「核兵器廃絶平和都市宣言」を持つ習志野市では、毎年「核兵器廃絶平和都市宣言記念展」「平和祈念式典」「被爆地への代表団派遣」「被爆体験講話」などの平和事業を行っており、敬意を表します。

7月11日現在、726(全国の41%)の地方議会が国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。「核兵器廃絶平和都市宣言」を持つ習志野市においても、ぜひ意見書を提出していただくよう、下記項目について陳情いたします。

〔陳情項目〕

日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約にただちに署名、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶の責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出をお願いいたします。

2025年(令和7年)8月21日

全日本年金者組合習志野支部

支部長 鈴木次男

習志野市津田沼 7-8-10-107

電話: [REDACTED]

(連絡先 [REDACTED] 電話: [REDACTED])

習志野市議会議長 相原和幸 様



令和3年5月6日付契検第10号「市職員以外の執務室内への立ち入り制限等について」の通達（別紙1）につき、その履行状況の検証を求める陳情

【陳情趣旨】

近年、政令指定都市等の自治体では、ゲートを設けIDカードによる庁舎内・議会内への入場管理、ガードマンによる手荷物検査等の処置を行なう自治体も少なくありません。本市に於いて、そこまでのセキュリティ対策は、市民サービスを第1に扱う行政としてはやり過ぎの感はありますが、無差別傷害事件などが横行し外国人が闊歩する状況では、市民の安全確保のためにも一考する必要があると思います。

現在本市では、庁舎管理の観点から市庁舎内使用や執務室への立ち入りには許可が必要となっており、弁当納品、自販機補充、ヤクルト販売、生命保険外交員の営業行為等は許可されています。一方、令和3年5月6日付通達は、①「職員以外の執務室の立ち入りは認めない」②「新聞・政党新聞の配達・集金は執務室以外、執務時間外とする」③「職員の個人的購入品の受け渡しは執務室以外、執務時間外で行う」、以上3点について職員に対し周知徹底を求めています。しかしながら、通達告知から既に4年以上経過していますが、私として上記についてややおざなりになっていないか懸念しております。よって以下の項目を陳情します。

尚、千葉市が令和7年3月に、議員による市職員への政党機関紙の購読勧誘の実態を調査し、その概要が同年7月31日付産経新聞千葉版に掲載されておりますので、ご審議にあたり、ご参考ください。

*記事リンク先 <https://www.sankei.com/article/20250730-5XGP2CXLGNJV3MOKS3IV3DRMFE/>

【陳情項目】

令和3年5月6日付通達の履行状況を調査し、検証結果を公表することを要望します。

令和7年8月27日

習志野市鷺沼台4-7-1

緒方直樹

習志野市議会議長 相原 和幸 様



令和7年8月27日

各所属長 様

副市長 諏訪 晴信

市職員以外の執務室内への立ち入り制限等について（通達）

このことについて、法令順守及び個人情報保護の観点から、下記の事項を所属長が順守するとともに職員に周知してください。

なお、政党新聞の配布等については、令和 2 年 1 2 月定例会において、「習志野市庁舎管理規則第 1 1 条の確実な履行と政党新聞販売の正しい取扱いを求める陳情」が採択されたことから特に留意してください。

記

1. 市職員以外の執務室への立ち入りについて

市職員以外の執務室への立ち入りは、庁舎管理規則第 7 条及び個人情報保護の観点から認められていません。

市職員以外の者の執務室への立ち入りを認める場合には必ず身分を確認し、職務上の秘密が漏洩しないよう必要な措置を講じた上で、必要最低限の対応としてください。

2. 新聞・政党新聞の配達先等について

市職員が新聞・政党新聞を購読する場合及び既に購読している場合、配達先及び集金等については執務室以外、執務時間外を指定するようにしてください。

3. その他物品の受け渡し等について

市職員が個人的に購入した物品の受け渡し等は、執務室以外、執務時間外で行うよう徹底してください。（各所属長が指定した場所での昼食等の受け渡しを除く。）

以上

(別紙1)

訪問介護基本報酬の引き上げと
介護報酬の再改定を早急に求める請願書

紹介議員

奥 重則

谷岡 隆

宮内 一夫

地方自治法第124条の規定により、提出し

請願書と提出します。



2025 年 8 月 27 日

習志野市議会 議長 相原 和幸 様

請願者

〒275-0001

習志野市東習志野4-9-31

TEL: [REDACTED]

社会保障推進習志野市協議会

会 長 市川 寿子

訪問介護基本報酬の引き上げと 介護報酬の再改定を早急に求める請願書

【請願趣旨】

昨年4月の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、「介護崩壊」の危機に直面しています。身体介護や生活介護などの訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

とくに小規模・零細事業所が経営難に陥り、倒産件数は過去最多を更新。これにより在宅介護の基盤が崩壊し、住み慣れた家で暮らせない人々が増える事態を招いています。

また、基本報酬の引き下げはヘルパーの給与を全産業平均より大幅に下回らせ、深刻な人手不足に拍車をかけています。政府は処遇改善加算で対応していますが、多くの事業所では減収分を補えず、十分な改善につながっていません。

こうした「極めて深刻な状況」を受け、全国知事会や自民党の議員連盟も報酬の緊急的な見直しを要望しています。

私たちが市内の訪問介護事業所を訪ね、介護報酬再改定の請願・陳情への賛同を求め、多くの事業所の同意書を添えてこの請願を提出しました。

ぜひ市民の多くの声を汲み取り、下記事項について、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

【請願項目】

1. 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に行うよう国に意見書を提出すること